



様式第1号（第5条関係）

埼玉西部消防組合告示第3号

所沢市北中地内防火水槽解体工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（紙入札・事後審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（紙入札・事後審査型）実施要領の規定によるものとする。

令和6年4月25日

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄



記

1 入札対象工事

(1) 工事名

所沢市北中地内防火水槽解体工事

(2) 工事場所

ア 所沢市北中三丁目68番

イ 所沢市北中三丁目93番2

(3) 工事期間

契約確定日から令和6年10月11日（金）まで

(4) 工事概要

ア 防火水槽（20m³級）の解体撤去及び地盤復旧

イ 上記を行うにあたり、土留め工事

ウ 上記撤去後、埋戻し工事

エ 上記を行うにあたり外構解体撤去・移設工事

オ 上記を行うにあたり外構築造・復旧工事

カ 上記を行うにあたり道路舗装復旧工事

2 入札手続の方法

本工事は、紙入札方式により落札候補者を決定し、入札参加資格審査の結果、条件を満たしていることが確認されたら落札者として決定する。

3 競争入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に制限付一般競争入札参加申請書を持参提出する。

令和6年4月25日（木） 午前9時00分から

令和6年5月14日（火） 午後2時00分まで

（祝休日及び土、日曜日を除く。）

4 入札執行の日時等

(1) 入札執行日時

令和6年5月22日（水） 午後1時30分から

(2) 開札場所

埼玉西部消防局 3階講堂（会場住所：所沢市けやき台一丁目13番地の11）

5 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から開札日までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することがで

きない。

- (1) 令和5・6年度埼玉西部消防組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に土木工事業（土木一式工事）の業種で掲載され、次の要件を満たしている者であること。
 - ア 所沢市、飯能市、狭山市、入間市又は日高市内に本店を有し、資格者名簿の総合点数が650点以上の者であること。
 - イ 平成26年4月1日以降において、埼玉西部消防組合が発注した請負代金額1,000万円以上の土木一式工事を受注し、かつ完成した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱又は埼玉西部消防組合工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、当該業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 本工事に対応する建設業法に規定された資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者として施工現場に配置することができる者であること。

なお、配置する技術者は入札参加申請日以前に恒常的に3月以上の雇用関係にある者であること。
- (7) 当該業種について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、(4)ただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について、法令で適用が除外されている者を除く。

7 入札参加資格の有無の確認

埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（紙入札・事後審査型）実施要領に基づき落札決定の保留後に確認する。

8 設計図書等

設計図面、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、埼玉西部消防組合ホームページに掲載する。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質疑応答書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(1) 提出先

埼玉西部消防組合 企画総務部契約会計課

Fax番号 04-2929-9127

E-mail: keiyaku@saisei119.jp

件名を「質疑応答書（工事名）」とすること。

(2) 受付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月9日（木）正午まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月13日（月）までに埼玉西部消防組合ホームページにより入札参加希望者に周知する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

10 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格者の確認
 - ア 一般競争入札参加申請書を埼玉西部消防組合で受理された者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - イ 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額見積内訳書
- (4) 入札回数
入札回数は2回までとする。
- (5) 入札の辞退
入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (6) 独占禁止法等関係法令の遵守
入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) くじによる落札候補者の決定
落札候補者となるべき同額の入札をした2以上の者がいるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- 11 予定価格
事後公表とする。
- 12 最低制限価格
事後公表とする。
- 13 入札保証金
入札保証金の納付は、免除とする。
- 14 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格がない者がした入札
 - (2) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
 - (5) 記載する事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の者の代理をした者がした入札
 - (8) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
 - (9) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - (10) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した入札
 - (11) 落札候補者が虚偽の確認申請書又は確認資料を提出したとき。
 - (12) 落札候補者が建設工事請負制限付一般競争入札（紙入札・事後審査型）実施要領（令和2年3月13日管理者決裁）第20条第3項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないときその他参加資格の審査のために管理者が行う指示に従わないとき。
 - (13) その他公告に示す事項に反した者がした入札
- 15 落札者の決定方法
 - (1) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。（なお、落札候補者以外の入札参加者の入札参加資格の確認は行わない。）

- (2) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。
- (3) 落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認された落札候補者を落札者として決定し通知する。

16 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成25年条例第33号)第2条の規定により、組合の議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取り交わし、組合の議会の議決後に本契約を締結する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付に代えて提供することのできる担保は、埼玉西部消防組合契約規則第21条第4項に定めるもののうち「銀行等又は保証事業会社の保証」とする。
- (3) 契約保証金の納付免除については、次に掲げるとおりとする。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出した場合
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払
請負代金額が500万円以上の場合において、請負代金額の10分の4以内の金額とし、10万円未満の端数は切り捨てる。1件につき1億円を限度とする。
- (2) 部分払
しない。

19 その他

- (1) 提出された確認申請書及び確認資料は返却しない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) この入札に際し、談合その他の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とし、又は契約を解除することがある。

20 問合せ

- (1) 問合せ先
埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課
- (2) 電話番号
04-2929-9136